



「地域猫」活動団体を作いませんか ～ R6年度不妊去勢等手術費用助成金のご案内 ～

《猫によるトラブルの現状》

飼い主のいない猫に関する問題には、ふん尿やいたずらによる被害、無責任なエサやり等があります。また、地域には、猫が好きで大切に思う人もいれば、反対に困っている人もいます。飼い主のいない猫に困っているからといって、排除するだけ、エサを与える人を非難するだけではトラブルの根本的な解決になりません。

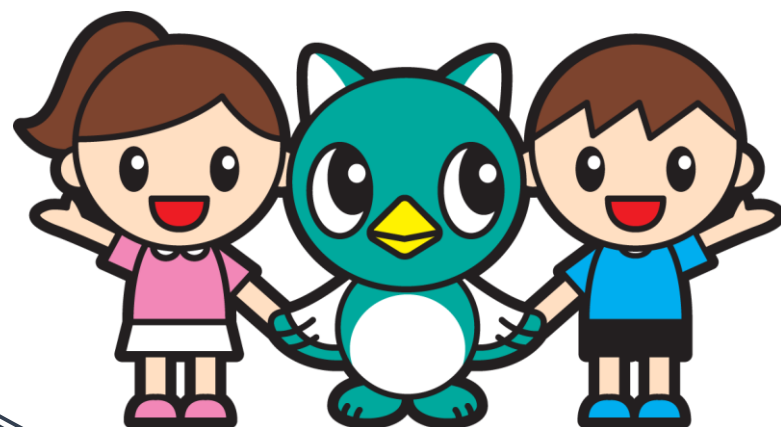
また、「動物の愛護及び管理に関する法律」によって猫をみだりに殺すことや、傷つけることが禁じられているため、「処分を目的とした捕獲」はできませんし、「エサやり禁止」を強制することもできません。

《地域の環境問題として考える》

そこで、飼い主のいない猫の問題を「地域の環境問題」として捉え、地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指して活動する「**地域猫活動**」が有効な手段の一つとして注目されています。地域猫活動とは、地域でエサやりやトイレの設置等についてルール化し、飼い主のいない猫の増加を防ぐために、**不妊去勢手術を実施した上で、飼い主のいない猫を地域で管理していく活動**のことです。

活動を進めることで、飼い主のいない猫の増加を防ぐだけでなく、ゴミあさりやふん尿被害も減少し、周辺が美化されることも期待できます。そのため、猫が好きな人だけでなく、そうでない人にもメリットのある活動といえます。

飼い主のいない猫の問題でお困りの自治会や地域のみなさん、地域猫活動に取り組んでみませんか？



《活動団体の登録制度と助成金について》

本市では、地域猫活動団体の登録制度を設け、登録のある団体が管理している猫に不妊去勢等手術を受けさせる場合、**手術費用の一部を助成**します。

〈不妊去勢手術費用の助成金 申請期間〉

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

・受付は先着順で、予算枠に達した時点で終了します

助成金の詳細については裏面へ➡



地域猫に対する 不妊去勢等手術費用の助成について



《助成対象》

対象となる申請団体、猫について、以下すべての項目に該当すること。

1. 申請団体

◎八千代市地域猫活動団体登録※を受けている団体であること。

・助成金を受けるためには、事前に団体登録が必要になります。

2. 猫

◎申請団体により管理されている地域猫であること。

◎令和6年度に不妊去勢の手術を受け、耳先V字カットさせた猫であること。

・手術完了後に交付申請および実績報告が必要になります。

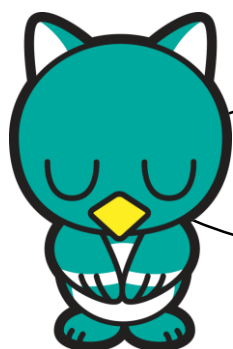
※＜団体登録要件＞

- ・同一の世帯に属さない3人以上で構成されている。
 - ・代表者が市内に居住している（申請時に確認できるものを持参）。
 - ・地域猫活動に係る地域が市内である。
 - ・地域猫活動に係る地域に属する自治会や土地所有者などから地域猫活動について同意を得て、住民などに対し、継続的にその活動内容の周知ならびに活動報告をしている。
- （ただし、市長が必要と認めるときは、当該要件の一部を満たさない団体の登録を行うことができる。）

《助成金額》

猫1匹につきオス5,000円、メス10,000円を助成限度額とします。

- ・不妊去勢手術・耳先V字カットに要した費用または助成限度額のいずれか少ない額を助成します。
- ・ワクチン等に要した費用は助成の対象外となります。



飼い主のいない猫の問題を地域の環境問題として取組むために、
地域猫活動へのご理解とご協力をお願いします。

地域猫活動に興味を持ち、助成金の申請をしたいが、活動団体を立ち上げる際に団体登録要件を満たすのが難しそうであったり、飼い主のいない猫が、公園や大学など、いわゆる「地域」が存在しない場所に住みついでいて、地域猫としての登録が難しかったりなど、地域猫活動に関してなにかお困りごとや不明点がある場合は、ぜひ一度ご相談ください。

〈問い合わせ先〉

八千代市 環境政策課 環境共生班

〒276-8501 八千代市大和田新田312-5

電話：047-421-6765

URL：<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/40/3759.html>

